

I-10 ちいきいこう そあん
地域移行 素案

ひょうだい ちいきいこう ほうていか
【表題】「地域移行」の法定化

けつろん
【結論】

- 国は、社会的入院、社会的入所を早急に解消するために「地域移行」を促進することを法に明記する。
- 「地域移行」とは、単に住まいを施設や病院から元の家庭生活に移すことではなく、障害者個人が市民として、自ら選んだ住まいで安心して、自分らしい暮らしを実現することを意味する。
- すべての障害者は、地域で暮らす権利を有し、障害の程度や状況、支援の量等に関わらず、地域移行の対象となる。
- 国は、重点的な予算配分措置を伴った政策として、地域移行プログラムと地域定着支援を法定施策として策定し、実施する。

せつめい
【説明】

しょうがいしゃじりつしえんほう へいせい ねんどすえ しんたい ちてき しせつ
障害者自立支援法において、平成23年度末までに、身体・知的の施設
にゆうしょしゃ わり にん ちいきいこう せいしんびょういん にん たいいん
入所者の1割(13,000人)の地域移行と精神病院からの72,000人の退院
そくしん ちいきいこうせいさく もくひょう うた せいか じゅうぶん
促進が、地域移行政策の目標として謳われた。だがその成果は十分であ
るとは言いがたい。本来は誰もが地域で暮らしを営む存在であり、障害者
が一生を施設や病院で過ごすことは普通ではない。入所者・入院者が住み
たいところを選ぶ、自分の暮らしを展開するなど、障害者本人の意志や
きぼう せんたく せんちよう しえん しく せんたくし つく さつきゅう ひつよう
希望、選択が尊重される支援の仕組みと選択肢を作ることが早急に必要
である。これは地域で生活する家族の状況や支援不足から希望していない
せいかつかんきょう しょうがいしゃ ほんらいちいきいこう しえんたいしょうしゃ ふく
生活環境にある障害者についても、本来地域移行の支援対象者に含ま
れるべきであり、おおにんずう す かいしょう ちいきせいかつ じつげん
れるべきであり、大人数の住まいを解消し、地域生活を実現できるよう
にすることも検討されるべきである。

ちいきいこう そくしん ちほう ちいききばんせいび ざいせいとう かくさ
地域移行の促進にあたって、地方における地域基盤整備や財政等の格差
とう くに ちほう ざいせいふたんこうぞう かない たん しせつ にゆうしょ
等、国と地方の財政負担構造など課題があるなかで、単に、施設の入所
ていいん びょういん びょうしやうすう げん ほうていか かぞく ふあん ふたん
定員や病院の病床数の減を法定化することだけでは、家族の不安や負担
つよし きけんせい こんらん まね ちいきいこう ちいきいこう
を強いる危険性と混乱を招きかねない。そこで地域移行は、地域移行
ぷろぐらむ ちいきていちゃくしえん にゆうしょ にゆういん しょうがいしゃ ていきやう
プログラムと地域定着支援を入所・入院している障害者に提供しつつ、

だれもが暮らせるための地域資源と支援システムを整備する必要がある。特に、長期入所者、入院者については、緊急に人権が回復されるよう支援されるべきである。

ひょうだい
【表題】

ちいきいこうぶるぐらむ ちいきていちゃくしえん
地域移行プログラムと地域定着支援

けつろん
【結論】

- 地域移行プログラムと定着支援は、実際に地域生活を始められるように、一人ひとりの状況に合わせて策定される。地域移行プログラムでは、入所者・入院者に選択肢が用意され、本人の希望と納得のもとで施設や病院からの外出、地域生活を楽しむ体験、居住体験等のプログラムも提供される。また、地域定着支援では、地域生活に必要な支援、その他福祉制度申込み手続等の支援や必要とする社会資源に結び付けるなどの環境調整も行うものとする。
 - 地域移行プログラムと地域定着支援の事業は、国の事業として行う。施設及び病院は、これらの事業を受けるよう積極的に努めなければならない。施設及び病院が、これらの事業を行う場合に、地域の相談支援事業者、権利擁護事業者等の地域移行支援者と連携するための体制を整備しなければならない。
 - ピアサポーター（地域移行の支援をする障害当事者）等は、入所者・入院者の意思や希望を聴きとりつつ、支援するノウハウを活かし、重要な人的資源として中心的な役割を担う。特に長期入所者や入院者は、不安軽減と意欲回復のために、本人に寄り添った支援が必要である。
 - 施設・病院の職員はそれぞれの専門性をより高め、地域生活支援の専門職としての役割を果たせるよう移行支援プログラムを利用する。
- * 地域移行を促進するための住宅確保の施策についてはⅢを参照のこと。

せつめい
【説明】

にゆうしよしゃ にゆういんしゃ にーず にゆうしよ にゆういん
入所者・入院者が、どのようなニーズがあって入所・入院しているの

か、定期的にそのニーズを聞き取る必要がある、社会的入所・入院の
軽減を目指さなければならない。その際、施設・病院関係者だけでなく、
地域移行支援者（相談支援事業者、権利擁護事業者、障害者団体、地域
自立支援協議会、市民等、様々な立場の者）とチームを組むことができる
仕組みを作ることが必要である。このことは、安易な入所・入院を避ける
ためにも重要である。

地域移行のプログラムは、障害者の意志や決定を確認し、それを実現す
るためのものである。入所者・入院者が自ら選ぶことを基本とすべき
である。地域移行プログラムは、地域移行ができる人を選別するものでは
ないので、標準的なプログラムに適応できるかどうかを判断するものであ
てはならない。あくまでも本人支援という観点から本人に合わせた個別的
なものとして準備されるものである。そのような地域移行プログラムを提供
しつつ、移行先での定着支援として様々なサービスを受けるため申請や
社会資源の配置などが行われるべきである。

地域移行プログラム及び地域定着支援の事業は、まず施設・病院から
外出したり、地域での生活を楽しむ体験をするなどしながら、自分の地域
生活をイメージする期間も必要である。そのため移動支援等の福祉
サービスを利用できる仕組みが必要である。また経済的に困難な
入所者・入院者にはその費用を助成する仕組みが不可欠である。また、こ
の事業を支える人材、特にピアサポーターを地域移行推進のための重要
な人的資源と位置づけ、ピアサポーターの育成ならびに地域移行支援活動
に対する正当な報酬等の財源を確保すべきである。

さらには現行の施設・病院の職員がその専門性を地域支援に活かして
いくことが、地域移行を推進していく上で求められることになる。その際
は、職員にも一定の移行プログラムが必要である。支援のあり方について、
視点の転換が必要と思われるからである。

ひょうだい しせつにゆうしよしゃ たい しえん
【表題】施設入所者に対する支援

けつろん
【結論】

- 国は、地域移行の状態を踏まえつつ、施設における夜間の居住支援にかかる給付を行うものとする。
- 施設は、小規模化を促進しつつ、短期入所、レスパイトを含むセーフティネットとしての機能を担うものとする。
- 国及び地方公共団体は、地域生活の社会資源の拡充をはかりつつ、施設入所者の地域生活への移行をはかるものとする。
- 施設は入所者に対して、地域移行のための事業を実施し、原則として退所を目標にした「個別支援計画」の策定をすること。その際、相談支援機関と連携し、利用者の意向把握と自己決定（支援付き自己決定も含む）が尊重されるようにすること。

せつめい
【説明】

しょうがいふくしけいかく しせつ ていいんさくげんもくひょう ちいきせいかつ いこうもくひょう
障害福祉計画では、施設の定員削減目標、地域生活への移行目標が
かか 掲げられている。しかし、施設からの地域生活への移行が、進んでいるとは
い がた いま いじょう ちいきせいかつ しえんたいせい ぐるーぷほーむとう しゃかい
言い難い。今まで以上に地域生活の支援体制、グループホーム等の社会
しげん かくじゅう こうえい じゅうたくとう じゅうたくしさく じゅうじつ ひつよう ひと
資源の拡充、公営住宅等の住宅施策の充実、必要な人への
ほーむへるぱー とう きょじゅうしえん こべつせいかつ しえんとう じゅうじつ しせつ
ホームヘルパー等の居住支援や個別生活支援等を充実し、施設を
せーふていねっと きのう ちいきせいかつ む しえん つよしか
セーフティネットとして機能できるよう、地域生活に向けた支援を強化すべ
きである。継続した医療等の支援が必要となる重症心身障害者の地域
いこう ほごしゃ かぞく ふあん ふたん じゅうぶん う と いち せいかつ
移行にあたっては、保護者や家族の不安や負担を十分に受け止め、命と生活
の質が保障されるよう合意を得ながら進めることが必要である。

へいこう しせつ おき よんにんべや こしつ きょじゅうかんきょう かいぜん
並行して、施設の置かれている四人部屋から個室への居住環境の改善、
こうれいしゃ しえん きょうどこうどうしょうがい こべつてき しえん ひつよう ひと つみ
高齢者の支援、強度行動障害などより個別的な支援が必要な人、罪を
つぐな ひと いこう ぜんてい りよう しえんきのう きょうか
償った人が地域生活移行を前提に利用できるような支援機能の強化と
ちいき れんけい きのう も こと しよくいんたいせい かくほ ひつよう
地域との連携ができる機能を持つ事ができる職員体制も確保する必要が
ある。

にゅうしよたいきしゃ にゅうしよきぼうしゃ かぞくいがい ちいきせいかつしえん みちすじ
また、入所待機者や入所希望者に、家族以外の地域生活支援の道筋や
かのうせい しめ とくてい せいかつようしき し はいりよ
可能性を示し、特定の生活様式を強いられないように配慮することが

かんよう にはゅうしょ ちようきか さ たいしよ たいいん もくひよう
肝要である。入所の長期化を避けるために、退所や退院を目標にした
こべつしえんけいかく さくてい ちいきせいかつこう
「個別支援計画」を策定するべきである。地域生活移行では、あくまでも
りようしゃ いこう そんちよう しえん ひつよう ひと じょうほうていきょう まえ の
利用者の意向を尊重し、支援が必要な人には情報提供し、前に述べた
ちいきいこうぶろぐらむとう たいけん いこうかくにん しえん ひつよう
地域移行プログラム等を体験しながら意向確認ができる支援が必要であ
る。

にゅうしょしせつ ちいきせいかつこう さい ちいきいこうほーむ たいいん
また、入所施設から地域生活移行をする際には、地域移行ホーム、退院
しえんしせつとう どういつしきちない いこう しせつ せっち
支援施設等のように、同一敷地内に移行のための施設を設置するべきではな
いため、その在り方を検討すべきである。